



○ 大日本帝國憲法（抄）

⑧ 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要

ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セ

サルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民

ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以

テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス

但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依

ル

（一）	（二）	（三）	（四）	（五）	（六）	（七）	（八）	（九）	（十）	（十一）	（十二）	（十三）	（十四）	（十五）	（十六）	（十七）	（十八）	（十九）	（二十）	（二十一）	（二十二）	（二十三）	（二十四）	（二十五）	（二十六）	（二十七）	（二十八）	（二十九）	（三十）	（三十一）	（三十二）	（三十三）	（三十四）	（三十五）	（三十六）	（三十七）	（三十八）	（三十九）	（四十）	（四十一）	（四十二）	（四十三）	（四十四）	（四十五）	（四十六）	（四十七）	（四十八）	（四十九）	（五十）	（五十一）	（五十二）	（五十三）	（五十四）	（五十五）	（五十六）	（五十七）	（五十八）	（五十九）	（六十）	（六十一）	（六十二）	（六十三）	（六十四）	（六十五）	（六十六）	（六十七）	（六十八）	（六十九）	（七十）	（七十一）	（七十二）	（七十三）	（七十四）	（七十五）	（七十六）	（七十七）	（七十八）	（七十九）	（八十）	（八十一）	（八十二）	（八十三）	（八十四）	（八十五）	（八十六）	（八十七）	（八十八）	（八十九）	（九十）	（九十一）	（九十二）	（九十三）	（九十四）	（九十五）	（九十六）	（九十七）	（九十八）	（九十九）	（一百）
（一）	（二）	（三）	（四）	（五）	（六）	（七）	（八）	（九）	（十）	（十一）	（十二）	（十三）	（十四）	（十五）	（十六）	（十七）	（十八）	（十九）	（二十）	（二十一）	（二十二）	（二十三）	（二十四）	（二十五）	（二十六）	（二十七）	（二十八）	（二十九）	（三十）	（三十一）	（三十二）	（三十三）	（三十四）	（三十五）	（三十六）	（三十七）	（三十八）	（三十九）	（四十）	（四十一）	（四十二）	（四十三）	（四十四）	（四十五）	（四十六）	（四十七）	（四十八）	（四十九）	（五十）	（五十一）	（五十二）	（五十三）	（五十四）	（五十五）	（五十六）	（五十七）	（五十八）	（五十九）	（六十）	（六十一）	（六十二）	（六十三）	（六十四）	（六十五）	（六十六）	（六十七）	（六十八）	（六十九）	（七十）	（七十一）	（七十二）	（七十三）	（七十四）	（七十五）	（七十六）	（七十七）	（七十八）	（七十九）	（八十）	（八十一）	（八十二）	（八十三）	（八十四）	（八十五）	（八十六）	（八十七）	（八十八）	（八十九）	（九十）	（九十一）	（九十二）	（九十三）	（九十四）	（九十五）	（九十六）	（九十七）	（九十八）	（九十九）	（一百）

出に於て又ハ辭入者幣ニ神附ミ繼ヤスルヲハ谷々其ノ勸取ニ非
藥十餘天皇ハ許類答詔ノ官師員文宣宮ノ勸諭モ宗ト員文知官モ并成メ

そ茲幣を變更スルコイヒ辨ク

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十七條　日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

シ
の第六十二條
新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラ

第六十二條 帝國議會ハ其ノ財政ニ關シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十三條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十四條 帝國議會ハ其ノ財政ニ關シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十五條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十六條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十七條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十八條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第六十九條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十一條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十二條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十三條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十四條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十五條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十六條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十七條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十八條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第七十九條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十一條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十二條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十三條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十四條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十五條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十六條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十七條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十八條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第八十九條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十一條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十二條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十三條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十四條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十五條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十六條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十七條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十八條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第九十九條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
第一百條 日本列島ハ其ノ領土ノ範圍ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテハ其ノ議決ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得

ス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルト

漢子十一對 帝國議會ニ於テ歸真ニ歸宝スル又ハ新境如立ニ至ルセシイ

隨地之聯合ニ就テハ夫人會盟ニ就テ帝國議會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ム

鎮土安樂、農食を蠲スルコトヲ得、

張二國より、奴等ハ帝國總會ニ、吾等ノハ、此ニ指ハサ、ハ、イ、キ、ハ、煉合ニ、為リ、切

福士十君は公共の資金を私利私欲に需用しての融合に値す内務に附

卷六十三 謝夷吾八夏二篇并序以文之類又卷八卷二并序

天獄スハ帝國議會ノ附屬ヲ爲スヘシ

[illegible]

キハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ

其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 會計検査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同

時ニ左ノ事項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

一 總決算及各省決算報告書ノ金額ト日本銀行ノ提出シタル計算書ノ

金額ト符合スルヤ否ヤ

二 歲入ノ賦課徵收歲出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各々其

ノ豫算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキ

